

京都商工会議所 令和元年度 永年勤続優良従業員表彰 要項

推薦の条件

1. 勤務先が京都商工会議所会員であること。
2. 勤続年数が「10年以上(入社：2009年10月1日以前)」もしくは「30年以上(入社：1989年10月1日以前)」の従業員で、次のいずれかを備えるもの。
 - (1) 常に道徳を重んじ、公正な取引で企業等の信用を高め、また永年にわたって経営者を補佐し、後進をよく指導して販路の拡張、事務能率の向上を図るなど、事業の繁栄に寄与したもの。
 - (2) 終始職務に精励して技術・サービスの改良や品質の向上に努め、あるいは生産性の向上、経営の合理化を図り、また後進をよく指導して勤労意欲の高揚、作業に対する責任感の確立を図るなど、事業の発展に寄与したもの。

＜備考＞

- * 勤続年数算定基準日は、2019年9月30日とします。
- * 会社役員(取締役、監査役、顧問、相談役等)、団体役員(理事等)、個人企業の事業主、およびパート・アルバイトについては、表彰候補者とすることはできません。
- * 「勤続10年以上」については、過去における被表彰者を再び推薦することはできません。
- * 「勤続30年以上」については、過去の「勤続30年以上」被表彰者を再び推薦することはできません。ただし、過去の「勤続10年以上」の被表彰者を推薦することは可能です。
- * 企業統合等により、勤続年数に中断のあった方については、本所表彰審査委員会で検討します。

推薦(表彰候補者)の人数

推薦できる候補者の人数は、本所地区内(京北町を除く京都市内)事業所における貴社・団体の従業員数(パート・アルバイトを除く)に基づき、「勤続10年以上」「勤続30年以上」それぞれ右の表の範囲内でお願いします。貴社・団体の従業員数が100人未満の事業所で右の表を超えて推薦を希望される場合は、事務局宛お問合せください。

なお、会員各社から推薦いただいた総数が表彰式会場収容人数を超えた場合、調整させていただくことがありますのでご了承願います。

本所地区内事業所の従業員数	推薦人数枠
3,000人以上	各10人
2,000人以上 3,000人未満	各8人
1,000人以上 2,000人未満	各7人
500人以上 1,000人未満	各6人
100人以上 500人未満	各5人
30人以上 100人未満	各3人
30人未満	各2人

推薦書の記入

1. 所定の推薦書(「10年以上」用と「30年以上」用の2種類)に必要事項を不備なく楷書で丁寧に記入下さい。ご記入いただく候補者の氏名は表彰状に記す文字となりますので、充分にご確認をお願いします。
2. 推薦書は1人につき1枚使用して下さい。恐れ入りますが、用紙が足りない場合は、推薦書をコピーしてご使用願います。
3. 被表彰者名簿作成の都合上、「10年以上」「30年以上」のいずれにおいても、2人以上を推薦する場合は、「10年以上」と「30年以上」ごとに必ず推薦順位をつけて下さい。順位の記載がない場合は、勤続年数順および同一年数の時は氏名五十音順とさせていただきます。

推薦書提出期限

令和元年10月17日(木) 必着 <厳守>

推薦書提出先・問合せ先

〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階
京都商工会議所 会員部 従業員表彰担当 (TEL. 075-341-9760)

* 郵送の場合は、封筒表面に「従業員表彰推薦書在中」と朱書き願います。

被表彰者の決定

1. 「勤続10年以上」の被表彰者は、本所表彰審査委員会で決定します。
2. 「勤続30年以上」の被表彰者は、本所表彰審査委員会で審査し、本所常議員会の議決を経た後、日本商工会議所に申請して決定されます。表彰状には、本所会頭名に加えて日本商工会議所会頭名を連記します。

表彰式の通知

被表彰者の決定と表彰式のご案内は、令和元年12月20日頃に推薦者(会員事業所)宛に連絡申し上げますので、被表彰者へのご伝達をお願い致します。

＜個人情報の取り扱いについて＞ご記入頂いた個人情報は当表彰の審査・選考及び実態調査・分析、京都商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業所名、被表彰者氏名、勤続年月につきましては、表彰式において配布する被表彰者名簿において公開します。